

公調委事第 179 号
令和 3 年 10 月 28 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

公害等調整委員会委員長
荒井 勉

土地収用法による審査請求に対する意見について（回答）

令和 3 年 3 月 25 日付け国不収第 283 号をもって意見照会のあった、道路事業に関して、A 収用委員会（以下「処分庁」という。）が令和 a 年 b 月 c 日付けでした権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件裁決」という。）に対する X₁（以下「審査請求人 X₁」という。）、X₂（以下「審査請求人 X₂」という。）及び X₃（以下「審査請求人 X₃」といい、3 者を合わせて「審査請求人ら」という。）からの審査請求について、貴殿から提出された資料等に基づき検討した結果、公害等調整委員会は次のとおり回答する。

意 見

本件審査請求は、理由がないものとする。

理 由

- 1 審査請求人らは、要旨次の事由を主張して、本件裁決の取消しを求めている。
 - (1) 起業者が処分庁に提出した裁決申請書の事業計画（以下「本件事業計画」という。）は、B に明記された内容と異なり、虚偽の場合、裁決申請書は無効である。また、裁決申請書には計画内容として通学路のための歩道整備、災害時の避難経路と明記されているが、この計画は C では入っておらず、避難経路については虚偽である。さらに、歩道も完成せず、かつ、交差点には信号も横断歩道もない状態で開通させると聞いているが、歩行者を無視したもので、従来どおりの利用ができなくなり、交通事故の発生に

つながることから裁決申請書は無効である。

- (2) 審査請求人らは、本件収用地を分筆する前のD地（以下「本件土地」という。）の権利割合（審査請求人X₁をd％、審査請求人X₂及び審査請求人X₃を各e％とするもの）の意味について、処分庁から説明がなかったため理解しないままに回答したものであり、当該回答は事実と異なる。
- (3) 処分庁は権利取得の時期及び明渡の期限を令和f年g月h日とし、審査請求人X₂が裁決書を確認したのは同年i月j日であるにもかかわらず、起業者は同月k日にEに供託した。起業者からの同年l月m日付け供託通知では同日付けで供託したとなっているが、日付けが違っている。そして、同審査請求人が考える時間もなく、最終の結論ができていないのに供託をして、本件収用地をF所有の土地と登記し、工事を進めるのは法律違反であり、当該期限は妥当なものでない。また、Eに起業者が提出した供託通知書の供託の原因たる事実の欄に、「被提供者に対し、令和f年i月j日に現実に提供したが、その受領を拒否されたので供託する。」とあるが、実際は審査請求人X₁に提出する書類を審査請求人X₂に渡されたので拒否したもので、虚偽の内容である。
- (4) 本件土地は、自動車の保管場所、駐車場及び審査請求人X₃の業務に使用しているが、収用後の残地の間口では使用できない。明渡しに関する損失の補償がないが、生活や仕事が低下し、倉庫・駐車場を借りる必要が生じるほか、残地は変形になり大幅に価値が下がる。n年間土地利用の自由を規制したのに補償額は安すぎる。また、残地東側にはブロック塀があり、ドライバーの視界が悪く交通事故が発生する可能性が高くなる。
- (5) 審査請求人X₃の役員が、ずさんな工事内容、騒音等によりうつ病が悪化して緊急入院し、仕事ができないため審査請求人X₃の損失が大きく、住居兼事務所の全窓を防音仕様に取り替え等の保護・補償等を要求する。

2 そこで、審査請求の理由の有無について判断する。

- (1) 審査請求人らは、本件事業計画について、「B」、「C」との相違や、道路開通時点の工事の状況を主張して、本件裁決の申請が無効である旨主張する（前記1(1)）。しかし、資料によれば、本件事業計画については、昭和o年に当初都市計画決定がされ、平成p年に都市計画の変更がされ、平成q年r月s日に都市計画事業の認可の告示がされたことが認

められる。そのため、同年に認可を受けた都市計画事業に基づく本件裁決の申請に、「B」、「C」と異なる部分があったとしても、同申請が無効となるものではない。また、審査請求人らが主張する道路開通時点における工事の状況は、本件裁決後の事情であり、本件裁決の申請の効力を左右するものとはいえない。

- (2) 審査請求人らは、本件裁決が補償額決定の際に用いた権利割合（審査請求人 X_1 を $e\%$ 、審査請求人 X_2 及び審査請求人 X_3 を各 $f\%$ とするもの）について、事実と異なる旨主張する（前記1(2)）。しかし、損失の補償額については、土地収用法（以下「法」という。）第132条第2項は、国土交通大臣に対する審査請求においては、損失の補償についての不服を裁決の不服の理由にすることはできないと不服理由を制限しており、法第133条第3項が、損失の補償に関する訴えに関しては、もっぱら当事者訴訟という訴訟形式を用いて争うことを法定していることから、審査請求人らの上記主張は主張自体が失当である。なお、資料によれば、本件土地は審査請求人 X_1 の所有であるが、審査請求人 X_2 の所有する住居が存在するとともに、同人と同人が代表者を務める審査請求人 X_3 が駐車場とし、かつ荷物の積卸し等に使用していること、審査請求人 X_1 及び審査請求人 X_2 の間には親族関係があり、審査請求人 X_2 及び審査請求人 X_3 の本件土地の上記各利用は無償のものであって、使用借権に基づくことが認められるから、補償額算定に当たって用いられた上記各権利割合は、妥当なものと認められる。

- (3) 審査請求人らは、本件裁決が定めた権利取得の時期及び明渡しの期限が妥当でないと主張するとともに、起業者の行った補償金の供託の適法性について問題としている（前記1(3)）。

しかし、権利取得の時期に関しては、法及び関係法令に明文規定が存在しないことに加え、権利取得裁決の持つ効果に着目するならば、なるべく早期の段階で起業者に対する権利取得や被収用者に対する補償金支給等を可能にするよう留意して収用委員会が合理的に判断する趣旨の裁量権が認められるものと解される（法第48条、第95条、第101条等参照）。法の規定においても、権利取得裁決における裁決事項のうち、損失補償額に関してはいわゆる当事者主義が定められていることの反面で権利取得時期に関して当該規定が適用されないことから、収用委員会は権利取得時期に関して当事者の申立てに拘束されることなく判断することが可能であると解される（法第48条第3項、同条第1項第2号及び第3号参

照)。

他方、明渡しの期限に関しては、法及びその関係法令に規定はないことに加え、明渡裁決のもつ効果に着目すると、被収用者が明渡しに通常要する期間や起業者が補償金の払渡し又は供託に通常必要とする期間、起業者が被収用地を必要とする時期などを総合的に勘案して収用委員会が裁量判断することが求められているものと解される。法の規定においても、明渡裁決における裁決事項のうち、損失補償額に関してはいわゆる当事者主義が定められていることの反面で明渡時期に関して当該規定が適用されないことから、収用委員会は明渡時期に関して当事者の申立てに拘束されることなく判断することが可能であると解される（法第49条第2項、同条第1項第1号及び第2号参照）。

資料によれば、処分庁は、本件収用地上に移転を要する物件が存しないことから、裁決書の正本の送達に要する期間及び起業者が補償金の支払に要する期間を考慮して、審査請求人らに係る権利取得の時期と明渡しの期限を令和 f 年 g 月 h 日と裁決したことが認められ、その判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

また、審査請求人の主張のうち供託に係るものに関しては、本件裁決後の起業者による供託の期日及び方法に対する不服等を述べたものであるが、本件裁決後における起業者の対応は、事前補償原則に従った損失補償の履行手法である供託（法第95条第2項）として、法定の方式に基づき（法第99条第1項）、所定の期限までに補償を実現する趣旨の措置であり裁決の失効をもたらすものではないと解されるほか（法第100条参照）、本件裁決の適否又は当不当の判断を左右するものとはいえず、本件裁決についての不服の理由とすることはできない。

- (4) 審査請求人らは、本件収用地収用後の本件土地の残地について、駐車場や審査請求人 X₃ の業務に使えない等といった事情を主張して補償額について不服を述べる（前記 1(4)）とともに、審査請求人 X₃ の役員のうち病が工事の影響によって悪化したことによる審査請求人 X₃ の損害の補償も含めるべき旨主張する（前記 1(5)）。

しかし、前記(2)のとおり、損失の補償に関する不服は、法第132条第2項の規定により、本件裁決の不服の理由とすることができないものであるから、上記主張は理由がないというほかない。

なお、資料によれば、処分庁は、補償額の算定に当たり、現地調査を行い、残地において審査請求人 X₂ 及び審査請求人 X₃ の所有する t 台の自動車の駐車が可能であることや、それに加えて、2.5トントラック等の

他の自動車の一時的な駐車も可能であること等を確認していることが認められる。また、処分庁は、本件裁決において、残地価格の鑑定人による鑑定結果を踏まえ、間口が狭くなり、不整形となること等による価格減も算定している（なお、昭和○年の都市計画決定に基づく使用制限による損失の主張は、これを認めるに足る資料がない。）。さらに、審査請求人X₃の役員のうつ病が騒音等によって悪化したことによって審査請求人X₃が被った損害の主張については、本件裁決後の事情に基づくもので、かつ通常生ずべき損害とも言い難いことから、補償額に含めることができないとすることは不合理とはいえない。そうすると、処分庁が補償額算定の際に採った審理判断の過程に不十分な点や不合理な点があるとは認められない。

- 3 以上のとおりであることから、審査請求人らの主張は、いずれも理由がないものとする。